

公開草案『財務報告に関する概念フレームワークの見直し』
に対する意見

生命保険協会

2015年9月25日

—目次—

総括意見.....	1
質問への回答	2
質問 1.....	2
質問 2.....	3
質問 3.....	3
質問 4.....	3
質問 5.....	3
質問 6.....	3
質問 7.....	4
質問 8.....	4
質問 9.....	4
質問 10.....	4
質問 11.....	5
質問 12.....	5
質問 13.....	5
質問 14.....	6
質問 15.....	7
質問 16.....	7
質問 17.....	7
質問 18.....	8
概念フレームワークへの参照の更新に関する質問への回答	
質問 1.....	8
質問 2.....	8
質問 3.....	8

1 総括意見

1. 我々、生命保険協会(LIAJ)は、国際会計基準審議会(IASB)が進めている概念フレームワーク・プロジェクトの取組みに対して敬意を表するとともに、2015年5月に公表された公開草案「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」(以下、本公開草案)に対して、意見を述べる機会を頂いたことに大いなる感謝の意を表明したい。
2. 生命保険協会は、日本における生命保険業の健全な発展及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として結成された団体で、現在日本国内で営業を行っている全生命保険会社41社が加盟している。この意見が、収入保険料で世界の約14%¹を占める、世界第2位の生命保険市場である日本の生命保険業界全体の意見であることを踏まえ、慎重に検討されることをお願いしたい。
3. 生命保険業界は、そのバランスシートの構成上、特に、保険契約や金融商品に関する会計基準の影響を受けることになる。以下の質問に対しては、生命保険業界にとって特に重要と考えられる点を中心に回答している。特に我々は、長期ビジネスにおけるFVOCI測定の必要性及びフルリサイクリングの必要性について注目している。

1.1 長期ビジネスにおけるFVOCI測定の必要性

4. 我々は、本公開草案6.76項及び6.77項において、IASBが企業の財政状態を表す観点から目的適合的な測定基礎と、財務業績を表す観点から目的適合的な測定基礎が異なる場合があることを明示し、その結果生じる差額をOCIに含めるよう提案していることについて評価したい。
5. 例えば、業務の運営上、長期の保有を前提としている有価証券や、長期間の保障の履行を前提としている保険負債において、一時点における評価の変動を全て純損益に表示することは、利用者が将来の結果を予測する上でのインプットとして目的適合性を欠くと言える。一方で、公正価値やキャッシュ・フローの見積りにおいて、直近の財政状況を反映した測定を行うことは、財政状態計算書において目的適合的である場合があると考えている。この結果生じる当該差額をOCIに含めるべきであると考えている。
6. 但し、本公開草案7.23項の記載では、すべての収益及びすべての費用が純損益計算書に含まれることになるという推定があり、当期の財務業績と直接関連のない収益及び費用まで純損益計算書に含まれる可能性があることを強く懸念する。本公開草案4.4項では、収益及び費用は資産及び負債の変動により定義されており、これに加えて、比較可能性の観点から、資産及び負債の測定は現在価額がより目的適合的であることが示唆されていることから、結果として、FVTPLで測定することが求められる可能性があると考えている。
7. 本公開草案7.23項の記載は、長期ビジネスに関わる資産及び負債の一時点における評価の変動まで純損益に表示することにつながりかねないため、当該規定は削除する、もしくは長期ビジネスに関して概念フレームワークレベルで適切に記載するよう配慮すべきであると考えている。

¹ Swiss Re “World insurance in 2014: back to life”

1.2 フルリサイクリングの必要性

8. 我々は、OCI に表示したすべての収益及び費用の項目の一部ではなく、全てを純損益にリサイクルすべきと考えている。
9. 本公開草案 7.26 項では、収益又は費用がある期間において OCI に含められる場合には、それが将来のどこかの期間において純損益計算書に振り替えられる(リサイクリング)ことになるという推定があるとしている。一方で、7.27 項では、純損益計算書における情報の目的適合性を高めることとなる期間を識別するための明確な基礎がない場合には、当該推定は反証できるとしており、我々はこの点に強く反対する。
10. OCI に表示した収益又は費用のリサイクリングが認められないとすれば、本公開草案 7.22 項に記載されるように、多くの利用者が、純損益を有用な財務業績指標として使用している中で、純損益の指標性の低下に繋がることを懸念する。我々は、純損益は企業の事業活動に関する all-inclusive な指標であると考えていることから、当該指標性を確保するためには、純損益が全ての取引・事象を対象としていることが重要であり OCI に表示した収益・費用は全てリサイクリングされることが必要であると考えている。
11. また、本公開草案 7.27 項では、リサイクリングが純損益計算書における情報の目的適合性を高めることとなる期間を識別するための明確な基礎を識別できない場合は、当該収益及び費用を OCI に含めるべきではない可能性があることを示しているが、この様な明確な基礎を識別できない場合においても、より目的適合性を高める観点から、これらの収益及び費用を幅広く OCI として表示し、得られている情報に基づいて、リサイクリングすべきであるとする。

以下の質問に対しては、上記3点を含む生命保険業界にとって特に重要と考えられる点について回答している。

2. 質問への回答

第 1 章及び第 2 章——一般目的財務報告の目的及び有用な財務情報の質的特性

質問 1——第 1 章及び第 2 章の変更案

以下の提案を支持するか。

- (a). 財務報告の全体的な目的の議論の中で、企業の資源に係る経営者の受託責任を評価するために必要とされる情報を提供することの重要性をもっと強調すること
- (b). 慎重性の概念(不確実性の状況において判断を行う際の警戒心として記述)への明示的な言及を再び導入し、慎重性は中立性を達成する上で重要である旨を記述すること
- (c). 忠実な表現は、単に経済的現象の法的形式を表現するのではなく、経済的現象の実質を表現するものである旨を明示的に記述すること
- (d). 測定の不確実性は財務情報の目的適合性を低下させる可能性のある 1 つの要因であり、測定の不確実性のレベルと情報の目的適合性を高める他の要因との間にトレードオフがある旨を明確化すること
- (e). 引き続き、目的適合性と忠実な表現を有用な財務情報の 2 つの基本的な質的特性として識別すること

賛成又は反対の理由は何か。

【意見なし】

第3章——財務諸表と報告企業

質問2——報告企業の境界の記述

以下に同意するか。

- (a). 3.11 項から 3.12 項における報告企業の記述の提案
- (b). 3.13 項から 3.25 項における報告企業の境界の議論
賛成又は反対の理由は何か。

【意見なし】

第4章——財務諸表の構成要素

質問3——構成要素の定義

構成要素の定義案に同意するか(負債と持分の区別に関する論点を除く)。

1. 資産、及びそれに関連した経済的資源の定義
2. 負債
3. 持分
4. 収益
5. 費用

賛成又は反対の理由は何か。定義案に反対の場合、どのような代替的な定義を提案するか、また、その理由は何か。

【意見なし】

質問4——現在の義務

「現在の義務」の記述の提案及びその記述を補強するためのガイダンス案に同意するか。
賛成又は反対の理由は何か。

【意見なし】

質問5——構成要素に関するその他のガイダンス

ガイダンス案に対して何かコメントはあるか。

追加的なガイダンスが必要と考えるか。その場合には、当該ガイダンスに何を含めるべきかを明示されたい。

【意見なし】

第5章——認識及び認識の中止

質問6——認識規準

認識についてのアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

【意見なし】

質問 7——認識の中止

認識の中止に関する議論の案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

【意見なし】

第 6 章——測定**質問 8——測定基礎**

IASB は下記のことを行っているか。

- (a). 「概念フレームワーク」において記述すべき測定基礎を正確に識別しているか。そうでないとした場合、どの測定基礎を含めるか、また、その理由は何か。
- (b). 測定基礎のそれぞれが提供する情報、及びそれらの長所と短所を適切に記述しているか。そうでないとした場合、測定基礎ごとに、提供される情報及びそれらの長所と短所をどのように記述するか。

【意見なし】

質問 9——測定基礎を選択する際に考慮すべき要因

IASB は、測定基礎を選択する際に考慮すべき諸要因を正確に識別しているか。そうでないとした場合、回答者はどの要因を含めるか、また、その理由は何か。

【意見なし】

質問 10——複数の目的適合性のある測定基礎

6.74 項から 6.77 項及び BC6.68 項で議論しているアプローチに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

12. 我々は、本公開草案 6.76 項及び 6.77 項において、IASB が企業の財政状態を表す観点から目的適合的な測定基礎と、財務業績を表す観点から目的適合的な測定基礎が異なる場合があることを明示し、その結果生じる差額を OCI に含めるよう提案していることについて評価したい。
13. 例えば、業務の運営上、長期の保有を前提としている有価証券や、長期間の保障の履行を前提としている保険負債において、一時点における評価の変動を全て純損益に表示することは、利用者が将来の結果を予測する上でのインプットとして目的適合性を欠くと言える。一方で、公正価値やキャッシュ・フローの見積りにおいて、直近の財政状況を反映した測定を行うことは、財政状態計算書において目的適合的である場合があると考えている。この結果生じる当該差額を OCI に含めるべきであると考えている。
14. 但し、本公開草案 7.23 項の記載では、すべての収益及びすべての費用が純損益計算書に含まれることになるという推定があり、当期の財務業績と直接関連のない収益及び費用まで純損益計算書に含まれる可能性があることを強く懸念する。本公開草案 4.4 項では、収益及び費用は資産及び負債の変動により定義されており、これに加えて、比較可能性の観点から、資産及び負債の測定は現在価額がより目的適合的であることが示唆されていることから、結果として、FVTPL で測定することが求められる可能性があると考えている。

15. 本公開草案 7.23 項の記載は、長期ビジネスに関わる資産及び負債の一時点における評価の変動まで純損益に表示することにつながりかねないため、当該規定は削除する、もしくは長期ビジネスに関して概念フレームワークレベルで適切に記載するよう配慮すべきであると考ええる。

第 7 章——表示及び開示

質問 11——財務諸表の目的及び範囲並びに伝達

財務諸表の目的及び範囲並びに伝達ツールとしての表示及び開示の使用の議論について、何かコメントがあるか。

16. 情報開示は、利用者に対して有用な情報を提供する可能性がある一方で、作成者の競争優位性の源泉となっている機密性の高い情報までもが開示の対象とされた場合、作成者の競争優位性が失われるため、そのような情報は開示対象とすべきではない。我々は、競争優位性の源泉となっている機密性の高い情報については、開示対象の範囲から除外する取扱いについて明記すべきと考ええる。
17. また、情報開示の内容によっては、利用者の便益を上回るコストの負担を作成者に強いる等の点について注意が必要である。我々は、現在検討されているとおり、企業の財務諸表において所定の情報が重要となるのかどうかを企業が判断できるようにするガイダンスを、IASB が提供することを期待している。

質問 12——純損益計算書の記述

純損益計算書についての記述の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。「概念フレームワーク」が純損益の定義を提供すべきであると考えられる場合には、それが必要な理由を説明し、その定義の提案を示していただきたい。

18. 本公開草案 7.23 項の記載では、すべての収益及びすべての費用が純損益計算書に含まれることになるという推定があり、当期の財務業績と直接関連のない収益及び費用まで純損益計算書に含まれる可能性があることを強く懸念する。本公開草案 4.4 項では、収益及び費用は資産及び負債の変動により定義されており、これに加えて、比較可能性の観点から、資産及び負債の測定は現在価額がより目的適格的であることが示唆されていることから、結果として、FVTPL で測定することが求められる可能性があると考ええる。
19. 本公開草案 7.23 項の記載は、長期ビジネスに関わる資産及び負債の一時点における評価の変動まで純損益に表示することにつながりかねないため、当該規定は削除する、もしくは長期ビジネスに関して概念フレームワークレベルで適切に記載するよう配慮すべきであると考ええる。

質問 13——収益又は費用の項目のその他の包括利益での報告

その他の包括利益の使用に関する提案に同意するか。それらはその他の包括利益の使用に関する将来の決定のための有用なガイダンスを IASB に提供すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合には、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

20. 我々は、本公開草案 6.76 項及び 6.77 項において、IASB が企業の財政状態を表す観点から目的適格的な測定基礎と、財務業績を表す観点から目的適格的な測定基礎が異なる場合があることを明示し、その結果生じる差額を OCI に含めるよう提案していることについて評価したい。

21. 例えば、業務の運営上、長期の保有を前提としている有価証券や、長期間の保障の履行を前提としている保険負債において、一時点における評価の変動を全て純損益に表示することは、利用者が将来の結果を予測する上でのインプットとして目的適合性を欠くと言える。一方で、公正価値やキャッシュ・フローの見積りにおいて、直近の財政状況を反映した測定を行うことは、財政状態計算書において目的適合的である場合があると考えている。この結果生じる当該差額を OCI に含めるべきであると考えている。
22. 但し、本公開草案 7.23 項の記載では、すべての収益及びすべての費用が純損益計算書に含まれることになるという推定があり、当期の財務業績と直接関連のない収益及び費用まで純損益計算書に含まれる可能性があることを強く懸念する。本公開草案 4.4 項では、収益及び費用は資産及び負債の変動により定義されており、これに加えて、比較可能性の観点から、資産及び負債の測定は現在価額がより目的適合的であることが示唆されていることから、結果として、FVTPL で測定することが求められる可能性があると考えている。
23. 本公開草案 7.23 項の記載は、長期ビジネスに関わる資産及び負債の一時点における評価の変動まで純損益に表示することにつながりかねないため、当該規定は削除する、もしくは長期ビジネスに関して概念フレームワークレベルで適切に記載するよう配慮すべきであると考えている。

第 8 章——資本及び資本維持の概念

質問 14——リサイクリング

「概念フレームワーク」に上述のような反証可能な推定を含めるべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
反対の場合には、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

24. 我々は、OCI に表示したすべての収益及び費用の項目の一部ではなく、全てを純損益にリサイクリングすべきと考えている。
25. 本公開草案 7.26 項では、収益又は費用がある期間において OCI に含められる場合には、それが将来のどこかの期間において純損益計算書に振り替えられる(リサイクリング)ことになるという推定があるとしている。一方で、7.27 項では、純損益計算書における情報の目的適合性を高めることとなる期間を識別するための明確な基礎がない場合には、当該推定は反証できるとしており、我々はこの点に強く反対する。
26. OCI に表示した収益又は費用のリサイクリングが認められないとすれば、本公開草案 7.22 項に記載されるように、多くの利用者が、純損益を有用な財務業績指標として使用している中で、純損益の指標性の低下に繋がることを懸念する。我々は、純損益は企業の事業活動に関する all-inclusive な指標であると考えていることから、当該指標性を確保するためには、純損益が全ての取引・事象を対象としていることが重要であり OCI に表示した収益・費用は全てリサイクリングされることが必要であると考えている。
27. また、本公開草案 7.27 項では、リサイクリングが純損益計算書における情報の目的適合性を高めることとなる期間を識別するための明確な基礎を識別できない場合は、当該収益及び費用を OCI に含めるべきではない可能性があることを示しているが、この様な明確な基礎を識別できない場合においても、より目的適合性を高める観点から、これらの収益及び費用を幅広く OCI として表示し、得られている情報に基づいて、リサイクリングすべきであると考えている。

質問 15——「概念フレームワーク」の変更案の影響

BCE.1 項から BCE.31 項における分析に同意するか。IASB は本公開草案における提案の他の影響を考慮すべきか。

【意見なし】

質問 16——事業活動

事業活動についてアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

28. 事業モデルの概念は基準設定において重要な役割を果たす可能性があると考ええる。
29. 当期における見積もりや公正価値の変動による評価額の変動を、純損益に認識すべきかを判断する上で、事業モデルが前提としている期間を考慮することは有用であると考ええる。例えば、保険契約は、評価日における直近の経済前提及び非経済前提を使用した見積りによって測定することを要求されている。生命保険事業は、長期にわたり、リスクを引き受け、それを確実に履行することで利益を獲得する事業モデルである。このような場合、見積りの変動や公正価値の変動の影響を重要な業績指標である純損益に認識することは事業モデルの観点から目的適合的ではないと考えられる。
30. 一方で、事業モデルが前提としている期間が短い場合には、見積りの変動や公正価値の変動の影響を純損益として認識することが適切と思われる。例えば、日次での損益管理と認識を実施しているディーリング業務などは公正価値の変動の影響を純損益として認識することが適切である。
31. 純損益の目的適合性の判断に事業モデルが前提としている期間を考慮することは、長期的な視点で投資を行う投資家の投資前提とも適合すると考えられるため、基準設定において事業モデルの観点を導入することは検討する価値があると考ええる。

質問 17——長期投資

長期投資についての IASB の結論に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

32. 本公開草案 BCIN38 項では、概念フレームワークにおいて、長期投資の事業活動に関して、他の特定の事業活動との関係から明示的に言及すべきではないと結論付けているが、この点に反対する。
33. 現在価値測定は、企業の財政状態を表す観点から透明性が高く有用な情報を提供する可能性がある。一方で、現在価値測定による評価の変動を純損益に表示することは、短期投資家にとっては目的適合的であるかもしれないが、投資家が長期的な視点で投資を行う観点では、有用な情報や透明性を提供するものではないと考えている。現在価値測定を過度に使用すると長期的な価値の創造に関心のある長期投資家にとって目的適合的な結果をもたらさない可能性がある。
34. 本公開草案 BCIN44 項において、IASB 自身も長期投資の促進に関して会計基準の役割を強調したいと考えている旨記載されていることから、もし、IASB が長期投資のみを例外的に概念フレームワークにおいて扱うことに抵抗があるならば、事業モデルにおいて長期的特性に焦点を当てること、効果的な解決策になるかもしれない。

質問 18——その他のコメント

本公開草案の他の側面について何かコメントがあるか。回答者のコメントが関係する具体的な項又は項グループを示していただきたい(該当があれば)。

前述のとおり、IASB は、第 1 章及び第 2 章のすべての部分についてコメントを求めているわけではなく、負債を持分請求権と区分する方法(第 4 章参照)や第 8 章についてはコメントを求めている。

【意見なし】

概念フレームワークへの参照の更新**質問 1——「フレームワーク」への参照の置換え**

IASB は、IFRS 第 2 号、IFRS 第 3 号、IFRS 第 4 号、IFRS 第 6 号、IAS 第 1 号、IAS 第 8 号、IAS 第 34 号、SIC 第 27 号及び SIC 第 32 号を修正して、改訂「概念フレームワーク」をその発効後に参照するようにすることを提案している。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

【意見なし】

質問 2——発効日及び経過措置

IASB は次のことを提案している。

- (a). 約 18 か月の移行期間を本修正案について設定すべきである。早期適用を認めるべきである。
- (b). 本修正は、IFRS 第 3 号の修正を除き、IAS 第 8 号に従って遡及適用すべきである。企業は IFRS 第 3 号の修正を将来に向かって適用し、それにより過去の企業結合を修正再表示する必要を避けるべきである。

この経過措置及び発効日の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

【意見なし】

質問 3——発効日及び経過措置

提案について他に何かコメントがあるか。

【意見なし】

以 上